# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年6月10日提出

【計算期間】 第15期(自 平成27年9月11日至 平成28年3月10日)

【ファンド名】 シュローダー・コモディティ・ファンド

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【事務連絡者氏名】 楠本 靖三

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【電話番号】 03-5293-1500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主としてシュローダー・コモディティ・マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

# 1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投资対象地均	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式债 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 (商品先物)
		资產複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本	275 / No	00-00-00
债券	St 350	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			( )
公债	(隔月)	欧州		
社债	CHO-DANGETO	0.0000000000000000000000000000000000000		
その他債券	年 12 回	アジア		
ク レジット属性	(毎月)			
( )	628084	オセアニア		
	日々	SOSSONIOS ES		
不動產投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他	5050.20	ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (商品先物))	( )	アフリカ	550 <u>1950</u> 000000	
		中近東		
资產複合		(中東)		
( )				
资 產 配分固定型 资 產 配分変更型		エマージング		

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

### <商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
  - (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
  - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### 2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3.投資対象資産による区分

- (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### <補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### <属性区分の定義>

### 1.投資対象資産による属性区分

### (1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

# (2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。

格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### 2. 決算頻度による属性区分

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるまのをいる。

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

# 4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

# 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の

ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

### 7.特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- ●主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を通じて、商品先物取引および商品に関連する株式等に実質的な投資を行います。
- ●実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ●運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、ファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

# コモディティとは?

- ◆ エネルギー、金属、農産物などの各種商品を指します。
- ◆「エネルギー」、「金属」、「農産物」が代表的商品になります。
- ◆ あらゆる製品の生産に必要不可欠な原材料であり、日々の生活にとって重要な資源になります。
- ◆ コモディティ市場に対する投資方法としては、商品先物を通じての投資が最も一般的です。



エネルギー … 原油、ガソリン、天然ガスなど





産業用金属 … 銅、亜鉛、ニッケル、アルミニウムなど 貴 金 属 … 金、銀、ブラチナなど





農作物 … 小麦、とうもろこし、大豆、米、サトウキビ、コーヒーなど



畜産物 … 牛、豚、鶏、牛乳など

### コモディティ市場への投資方法

### 現 物

現物の購入に伴う保管、コストの制約から、原油や小麦をそのまま持っておくことは困難です。

### 商品先物

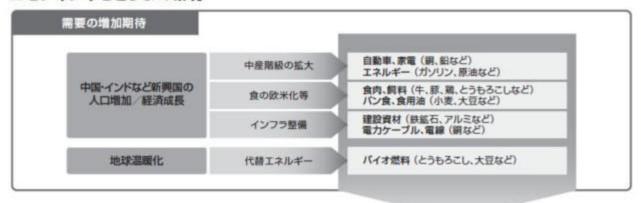
「1年後に原油をいくらで売る」といった将来のある時点での売買契約を結びます。ほとんどの商品先物は 米ドル建てで取引されています。

⇒最も一般的で、市場の流動性もあります。

### 関連企業の株式

先物が上場されていない商品への有効な投資方法の一つでもあります。 ただし、コモディティ自体の価格動向とは別に、企業の業績、経営状態などによる影響を受けることもあります。

# コモディティをとりまく環境





# コモディティの分散投資効果

- ・株や債券など他の資産クラスとコモディティを組み合わせることにより分散投資効果が期待できます。
- 複数のコモディティに分散投資することによりリスクの低減が期待できます。

# ファンドの仕組み

ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(シュローダー・コモディティ・ファンド)とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド(シュローダー・コモディティ・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。

また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。 投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券(高位に保たれる投資信託証券)

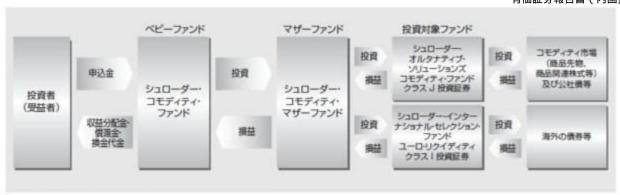
ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラス」投資証券\*」

- \*主として、有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く)に 投資する投資信託証券です。また、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。
- ■海外の債券等に投資する投資信託証券(低位に保たれる投資信託証券)

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス |投資証券」



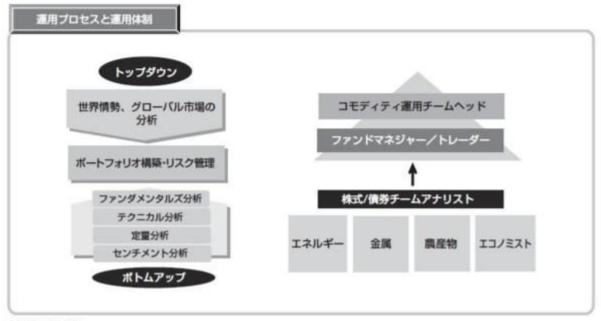
※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

# 運用プロセス

- ・コモディティへの投資にあたっては、トップダウン・アプローチによる資産配分と、ボトムアップ・アプローチによる個別コモディティ分析の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと運用を行います。
- ・リサーチ本位のアクティブ運用を行い、機動的にコモディティ先物、コモディティ関連株式、キャッシュの配分を変更します。また、エネルギー、金属、農産物の各セクターへの分散投資を行います。

# アクティブ運用が活きるコモディティ投資

- ・コモディティの価格は、各コモディティの需給関係等により、価格の動きがそれぞれ異なります。
- ・アクティブ運用では、各コモディティの組入れ比率を機動的に変更することにより、すぐれた投資成果を追求します。



2016年3月末現在

- ※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド・クラス J投資証券」に係るシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
- ※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

# 主な投資制限

- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

# 分配方針

年2回の決算時(原則3月、9月の各10日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。



- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

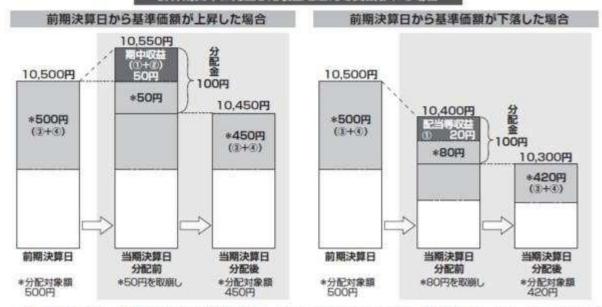
# 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

# 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および①収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

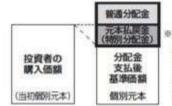
分配準備積立金: 期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に 組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収 益 調 整 金: 新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まる ことのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

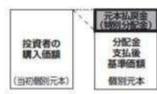
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一郎払 戻しとみなされ、その金機だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税扱い となります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金)の額だけ減少します。

### 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

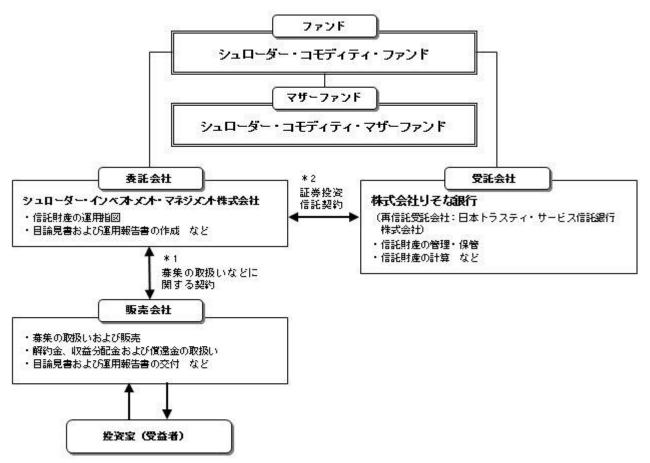
# (2)【ファンドの沿革】

平成20年11月 4日

・信託契約締結、設定、運用開始

### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- \*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- \*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況(平成28年3月末現在)

1)資本金 490百万円

2)沿革

昭和60年12月10日 :株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 :シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・

マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 :シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成24年6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3)大株主の状況

シュローダー・インターナ ショナル・ファイナンス・ ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウィンスキーラーン	9,800株	100%
--	---	--------	------

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品先物取引(商品先渡し取引を含む、以下同じ)および商品に関連する株式等に実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブに投資する投資信託証券と、海外の債券等に投資する投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)への投資を行います。

実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

<シュローダー・コモディティ・ファンド>

シュローダー・コモディティ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要 投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資 する場合があります。

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ)有価証券
  - 口) 金銭債権
  - 八)約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

# 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 4)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に 限ります。)
- 5)外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

# 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1)預金

- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- 5 )貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2 条第2 項第1 号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、 委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図、資金の借入を行うことができます。

### <シュローダー・コモディティ・マザーファンド>

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資 法人の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。) を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直 接投資する場合があります。

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1)特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをい います。以下同じ。)の種類は、次に掲げるものとします。
  - イ)有価証券
  - 口)金銭債権
  - 八)約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資すること

- 1)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2)外国または外国の者の発行する証券または証書で1)の証券の性質を有するもの
- 3)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社 債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 4)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。)
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買 い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行う ことができるものとします。

\*「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズコモディティ・ファンド クラス」投資証券」 ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラ スI投資証券」

# 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図する ことができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- その他の投資対象と指図範囲
- 外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図を行うことができます。

# 投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・コモディティ・マザーファンド>

運用の基本方針	
│基本方針 ├─────	信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	商品先物取引(商品先渡し取引を含む、以下同じ)および商品に関連する株式等に実質的な運用を行うため、主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティ
	プに投資する投資信託証券 と、海外の債券等に投資する投資信託証券 (以下「指定投資信託証券」といいます。)への投資を行います。な お、指定投資信託証券は別に定めます。 *当該投資信託証券は、運用資産総額の50%超を有価証券(金融商品取引
	法第2 条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる 権利を除く。)に投資するものとし、商品先物取引の投資ポジションは ファンドの実物資産の範囲内とします。
	指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として公社債等へ投資するとともにコモディティ関連デリバティブに投資し、商品先物取引および商品に関連する株式等に実質的な運用を行う投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。
	外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証 がが選択するいは火鉢状実力で使気気がありませが落しるがあり
	券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少 した時には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、 信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	

委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

# <参考:指定投資信託証券の概要>

# 1.シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券

ファンド名	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J (シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ファンド クラスJ投資証券)				
形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型				
表示通貨	米ドル				
運用の基本方針	主として公社債等へ投資するとともに、世界のコモディティ関連デリバティブ への投資を行い、長期的な投資信託財産の成長を目指します。原則としてベン チマークは設定せず、積極的に運用します。				
設定日	平成20年3月7日				
主な投資対象	主として公社債等へ投資するとともに、世界のエネルギー、金属、農産物等コモディティ関連デリバティブを投資対象とします。投資にあたっては、コモディティ関連の先物取引やスワップ取引、仕組債、株式や社債、転換社債、ワラント債等にも投資を行います。限定的に外貨や預金等短期金融商品に投資する場合もあります。 投資にあたっては、運用資産総額の50%超を有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に投資するものとし、デリバティブのポジションはファンドの実物資産の範囲内にとどめ、全体としての投資ポジションはレバレッジをかけません。				
主な投資制限	・証券取引市場に上場されていない証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一発行体による同性質の証券については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一発行体による証券については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・ただし、OECD加盟国およびその地方自治体、国際機関等の発行する債券は除きます。				
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.16%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。				
投資運用報酬	なし				
決算日	9月30日				
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ルクセンブルグ)エス・エイ			
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミ テッド			
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ			
		No. 1855 - 11 - 15 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、 現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファン ドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

# 2. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス | 投資証券

<del></del>					
ファンド名	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リク イディティ クラスI投資証券)				
   形態 / 商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型				
表示通貨	ユーロ				
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮にいれる)、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。				
設定日	平成14年5月22日				
主な投資対象	主としてユーロ類	<b>建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。</b>			
主な投資制限	・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。				
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。				
投資運用報酬	なし				
決算日	12月31日				
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ルクセンブルグ)エス・エイ			
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミ テッド			
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ			

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、 現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファン ドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

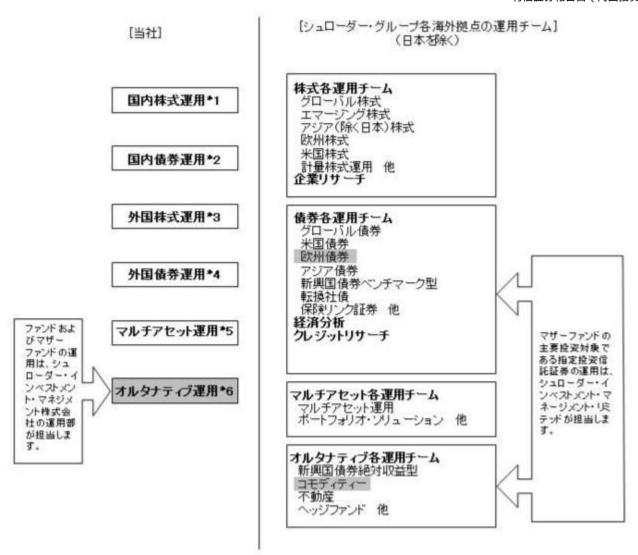
投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

# (3)【運用体制】

# 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(オルタナティブ運用担当)が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」(社内規則)に則り、以下の体制(委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。)で臨みます。



- \*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- \*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社)、国内投資信託の運用指図
- \*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、 国内投資信託の運用指図
- \*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、 国内投資信託の運用指図
- \*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図
- \*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図

### 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日

次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(毎年3月10日および9月10日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
- 2)分配金額は、委託者が1)の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- 3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

# (5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- <シュローダー・コモディティ・ファンド>
  - 1)投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
  - 2)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
  - 3)デリバティブの直接利用は行いません。
  - 4)投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
  - 5)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 6)外国為替予約取引の指図および範囲
  - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること ができます。
  - 口)イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 八)口)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 7)公社債の借入れの指図および範囲

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の 指図を行うものとします。
- 口)イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた 公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

### 8)資金の借入

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができるものとします。
- 口)委託者はイ)の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ハ)委託者はイ)に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
- 二)イ)に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
  - 1 . 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
  - 2.かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
  - 3. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲内。
- ホ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産 の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
- へ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ト)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

# <シュローダー・コモディティ・マザーファンド>

- 1)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3)デリバティブの直接利用は行いません。
- 4)投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 5) 約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが 記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内としま す。
- 6)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
  - 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 外国為替予約取引の指図および範囲
  - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすること ができます。
  - 口)イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ)口)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 8)公社債の借入れの指図および範囲
  - イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の 指図を行うものとします。

月叫此为我口首 ( ) 四汉县后心文画。

- 口)イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 八)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた 公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二)イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

# 3【投資リスク】

### (1)ファンドのリスク

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に有価証券に投資する投資信託証券に投資することにより、主に商品先物取引および公社債等を実質的な投資対象としますので、商品先物取引の価格変動等の影響や、組入公社債の価格下落、組入公社債の発行体の倒産や財政状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額 は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

### 商品先物取引による運用に伴うリスク

ファンドが実質的に運用を行う商品先物取引の価格は、商品の需給関係等の市場動向、商品指数の値動き、金利動向、干ばつ・洪水等の天候全般、家畜病、禁輸処置、関税、世界経済・政治の動向など特定の業種や商品に関わる様々な要因の影響を受け変動します。また、商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入、政府の規制等の各種要因により、値動きが一時的に偏向・混乱する場合も考えられます。商品先物市場の変動の影響を受け商品先物取引の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

### 公社債の価格変動リスク

### 1)金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

### 2)信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

### 外国証券への投資に伴うリスク

# 1)為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

# 2)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取 引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が 困難となる場合があります。

### 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下 し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きく なる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下 し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、 基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

### < その他の留意事項 >

組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等 を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。ま た、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあり ます。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこ とがあります。

# 換金に関する制限

- 1)信託期間中のルクセンブルク証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはルクセンブルク の銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日(詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお 問合わせください。)には、換金の申込みを受け付けません。
- 2)大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定 投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがありま す。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。ま た、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファ ンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

# 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用す る場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因とな ります。

### 収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、 市況動向等を勘案して収益の分配を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われること を示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会 社の判断により分配を行わないことがあります。

### 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混 乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途 中でも信託を終了させる場合があります。

# 買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合に は、受益権の買付、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの 受付けを取り消すことがあります。

### 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に 保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の 要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

### (2)リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

<シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

# 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、 改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的に チェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッショ ン等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

### 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務

諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

\* グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) とは、IPC (Investment Performance Council) が所管するパフォーマンス基準 (資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準) をいいます。

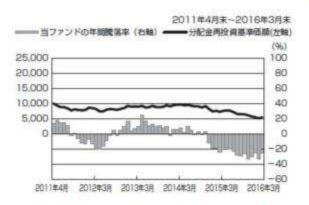
上記体制は平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

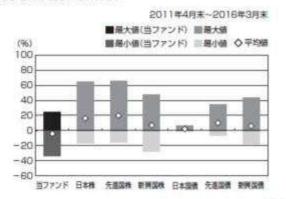
### 参考情報

# ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

# ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較でき るように作成したものです。





\*分配金再投資基準価額は、執引前の分配金を再投資したものとみなして 計算したものです。2011年4月末を10.000として指数化しております 年間機器率は、2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における1

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 最大領 24.5 47.4 34.9 △33.2 017.0 A156 △6.3 弱小值 0.4 417.4 平均值 24 10.4 4.0

- \*全ての資産クラスが出ファンドの投資対象とは限りません
- 2011年4月から2016年3月の5年箱の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・ 平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金両投資基準循額の機能率です。

申分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を両投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### 各資業クラスの存款

質量プラスの原数 日本株・・・東証株債指数(TDPIX)(配当込み) 先達国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース) 新典国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

年間の機能率を表示したものです。

新典画株 ・MSCJエマーンジフィーアット・インチック人(歌)当込む、ドバー人)
日本国情・MOMURA-BPI協情

先進度後・シティ世界環境インデックス(験く日本、円ペース)
新典画後・JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバリレ・ディバーシファイド(円ペース)
(注) 海外の無数は、陶替ヘッジなしによる投資を想定して、円機算しております。

○代表的な資産クラスとの機業率の比較に用いた指数について

魔落手は、データソースが受供する各類数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており。その内容について、伝導性、圧縮性、完全性、最新性、複新性を進行せたの保証を行いません。また、当該魔落手に発達して資産運用または投資判断をした延業生じた損害等、当該魔落手の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価部数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上導している国内普通株式全路柄を対象として算出した函数で、配当を考慮したものです。なお、 TOPIXに関する著作権、知的配置権その他一切の権利は東京証券取引所に帰難します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース) MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した。日本を除く世界の失進国の株式を対象として算出した超数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的前監権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰還します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc が開発した、世界の影響間の株式を対象として専出した指数で、配当を考慮した ものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI園賃 NOMURA-BPI園賃は、製料選券株式会社が発表している日本の園賃市場の動向を的螺に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI園賃 に関する著作権、便根権、知的財産権その他一切の権利は、勢利道条株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース) シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、Citigroup Index LLCが開発した。日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を告书書の時価総額で加重 平均した函数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、複機権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰還します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出。 公表している、新典菌が発行する現地過程達と関係を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知可証整理をの他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的、蓄示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは言うされません。また、他の音数やいかなる有価証券、金数製品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の意識やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は描く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

### 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%(税抜3.00%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ < 分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価 です。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

# (3)【信託報酬等】

### 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.7604%(税抜1.6300%) の率を乗じて得た額とします。

### 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用(信託報酬)の配分
委 託 会 社	年率 0.9500%(税抜)
販 売 会 社	年率 0.6500%(税抜)
受 託 会 社	年率 0.0300%(税抜)
投資対象ファンド(投資運用会社)	ありません。
実質的な運用管理費用(信託報酬)	年率 1.7604%(税抜 1.6300%)

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

マザーファンドが組入れる投資対象ファンド(投資運用会社)の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.7604%(税抜1.6300%)となります。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末(当該日が休業日の場合は翌 営業日)または信託終了のときに、信託財産から支払います。

# (4)【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1)監査費用
- 2)法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3)目論見書の作成・印刷・交付費用

- 4)有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5)信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6)運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7)公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8)投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9)この信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 10)格付の取得に要する費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.050%)相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.054%(税抜0.050%)を上限としてこれを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。 係る諸費用は、毎計算期末(当該日が休業日の場合は翌営業日)または信託終了のとき、信託財産中か ら委託会社に対して支弁されます。

マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.16%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

(4)その他の手数料等のうち、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所

得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2)益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

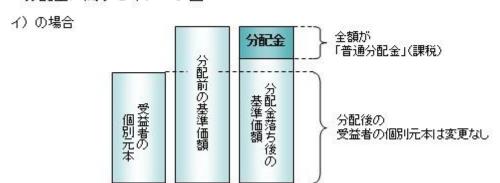
### 個別元本

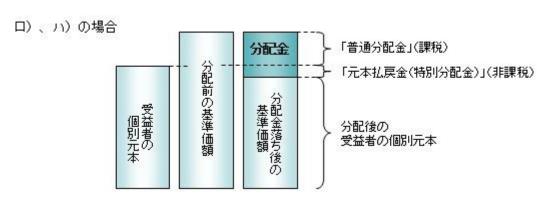
- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

# <分配金に関するイメージ図>





米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関(以下「FFI」という。)が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」という。)に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、

ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI(以下「NPFFI」という。)に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は平成28年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

### 5【運用状況】

【シュローダー・コモディティ・ファンド】

以下の運用状況は2016年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	212,779,995	100.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		217,352	0.10
合計(純資産総額)		212,562,643	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
日本		シュローダー・コモディティ・マ ザーファンド	447,204,698	0.4667	208,719,679	0.4758	212,779,995	100.10

# 口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.10
合 計	100.10

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
<u> </u>	初列	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2009年 3月10日)	125	125	0.7753	0.7753
第2計算期間末	(2009年 9月10日)	255	255	0.9029	0.9029
第3計算期間末	(2010年 3月10日)	248	248	0.9100	0.9100
第4計算期間末	(2010年 9月10日)	307	307	0.8472	0.8472
第5計算期間末	(2011年 3月10日)	380	380	1.0876	1.0876
第6計算期間末	(2011年 9月12日)	305	305	0.9305	0.9305
第7計算期間末	(2012年 3月12日)	284	284	0.9517	0.9517
第8計算期間末	(2012年 9月10日)	258	258	0.9107	0.9107
第9計算期間末	(2013年 3月11日)	277	277	1.0162	1.0162
第10計算期間末	(2013年 9月10日)	262	262	1.0214	1.0214
第11計算期間末	(2014年 3月10日)	263	263	1.0741	1.0741
第12計算期間末	(2014年 9月10日)	243	243	1.0042	1.0042
第13計算期間末	(2015年 3月10日)	235	235	0.8400	0.8400
第14計算期間末	(2015年 9月10日)	221	221	0.7353	0.7353
第15計算期間末	(2016年 3月10日)	205	205	0.5922	0.5922
	2015年 3月末日	240		0.8034	
	4月末日	238		0.8363	
	5月末日	245		0.8501	
	6月末日	241		0.8434	
	7月末日	228		0.7850	
	8月末日	214		0.7222	
	9月末日	217		0.7135	
	10月末日	216		0.7131	
	11月末日	207		0.6776	
	12月末日	198		0.6318	
	2016年 1月末日	198		0.6084	
	2月末日	193		0.5636	
	3月末日	212		0.6031	

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2008年11月 4日~2009年 3月10日	0.0000
第2期	2009年 3月11日~2009年 9月10日	0.0000
第3期	2009年 9月11日~2010年 3月10日	0.0000
第4期	2010年 3月11日~2010年 9月10日	0.0000
第5期	2010年 9月11日~2011年 3月10日	0.0000
第6期	2011年 3月11日~2011年 9月12日	0.0000
第7期	2011年 9月13日~2012年 3月12日	0.0000
第8期	2012年 3月13日~2012年 9月10日	0.0000
第9期	2012年 9月11日~2013年 3月11日	0.0000
第10期	2013年 3月12日~2013年 9月10日	0.0000
第11期	2013年 9月11日~2014年 3月10日	0.0000
第12期	2014年 3月11日~2014年 9月10日	0.0000
第13期	2014年 9月11日~2015年 3月10日	0.0000
第14期	2015年 3月11日~2015年 9月10日	0.0000
第15期	2015年 9月11日~2016年 3月10日	0.0000

# 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2008年11月 4日~2009年 3月10日	22.47
第2期	2009年 3月11日~2009年 9月10日	16.46
第3期	2009年 9月11日~2010年 3月10日	0.79
第4期	2010年 3月11日~2010年 9月10日	6.90
第5期	2010年 9月11日~2011年 3月10日	28.38
第6期	2011年 3月11日~2011年 9月12日	14.44
第7期	2011年 9月13日~2012年 3月12日	2.28
第8期	2012年 3月13日~2012年 9月10日	4.31
第9期	2012年 9月11日~2013年 3月11日	11.58
第10期	2013年 3月12日~2013年 9月10日	0.51
第11期	2013年 9月11日~2014年 3月10日	5.16
第12期	2014年 3月11日~2014年 9月10日	6.51
第13期	2014年 9月11日~2015年 3月10日	16.35
第14期	2015年 3月11日~2015年 9月10日	12.46
第15期	2015年 9月11日~2016年 3月10日	19.46

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

# (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2008年11月 4日~2009年 3月10日	183,711,818	21,647,785
第2期	2009年 3月11日~2009年 9月10日	185,862,057	64,728,169
第3期	2009年 9月11日~2010年 3月10日	39,581,257	49,617,598
第4期	2010年 3月11日~2010年 9月10日	152,680,580	63,140,440
第5期	2010年 9月11日~2011年 3月10日	36,117,286	48,933,642
第6期	2011年 3月11日~2011年 9月12日	46,568,784	67,698,175
第7期	2011年 9月13日~2012年 3月12日	9,216,855	38,913,744
第8期	2012年 3月13日~2012年 9月10日	10,792,346	25,538,749
第9期	2012年 9月11日~2013年 3月11日	9,351,095	20,622,842
第10期	2013年 3月12日~2013年 9月10日	4,811,763	20,784,115
第11期	2013年 9月11日~2014年 3月10日	7,410,243	18,793,988
第12期	2014年 3月11日~2014年 9月10日	15,215,388	18,071,805
第13期	2014年 9月11日~2015年 3月10日	58,007,651	20,272,110
第14期	2015年 3月11日~2015年 9月10日	69,461,840	48,788,366
第15期	2015年 9月11日~2016年 3月10日	64,818,726	19,648,279

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# (参考)

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

以下の運用状況は2016年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	1,932,197,935	97.97
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		40,014,744	2.03
合計 (純資産総額)		1,972,212,679	100.00

# 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
ルクセン ブルク	投資証券	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J	408,760.64	4,611.97	1,885,194,763	4,726.92	1,932,181,296	97.97
ルクセン ブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I	1	16,640.00	16,640	16,639.00	16,639	0.00

# 口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.97
合 計	97.97

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

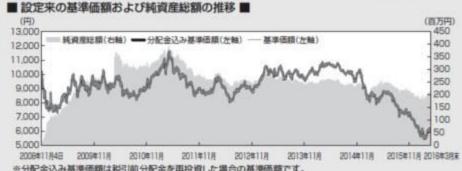
該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2016年3月末現在

# 基準価額・純資産の推移



基準価額 6,031円 213百万円 纯資産総額

- ※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
- ※基準価額は運用管理費用(個託報酬)控除後の価額です。
- ※設定日:2008年11月4日

# 分配の推移

### ■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2014年3月	0円
2014年9月	0円
2015年3月	0円
2015年9月	0円
2016年3月	0円
設定来累計	OF

# 主要な資産の状況

# ■ 資産構成比率 ■

颗位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・オルタナティブ・ソリュー ションズ コモディティ・ファンド クラス J投資証券		97.97
2	シュローダー・インターナショナル・セレク ション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス  投資証券		0.00

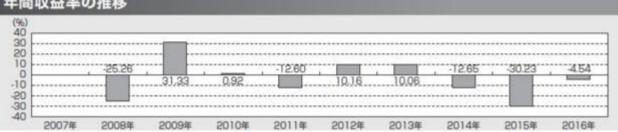
# 参組入上位コモディティはマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の 投資対象である、「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ コモディティ・ ファンド クラス J 投資証券」の組入状況です。

# ■ 組入上位コモディティ ■

順位	コモディティ	セクター	投資比率(%)
1	原油	エネルギー	28.1
2	天然ガス	エネルギー	10.7
3	金	金属	6.8
4	銀	金属	6.2
5	大豆関連	展産物	6.1
6	とうもろこし	農産物	6.0
7	砂糖	農産物	4.6
8	銅	金属	3.8
9	灯油	エネルギー	3.2
10	コーヒー	農産物	3.0

奈組入上位コモディティの投資比率は同投資証券に対する純資産比で

# 年間収益率の推移



- 典ファンドにベンチマークはありません。
- ※2008年11月4日が設定日のため、2007年以前の実績はありません。2008年は11月4日から12月末までの騰落率です。
- 2016年は1月から3月末までの騰落率です。
- ※ファンドの機落率は税引き前分配金を再投資した基準価額の機落率です。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取 りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース(一般コース)>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

### (3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

# (4)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

### (5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がルクセンブルク証券取引所若しくはニューヨーク証券取引 所の休業日またはルクセンブルクの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得 の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (6)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

### (7)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

# (9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や むを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込 みの受付を取り消すことができます。

\*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### (10)米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法(改正済)(以下「投資会社法」という。)に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法(改正済)(以下「1933年証券法」といいます。)または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法(改正済)(以下「歳入法」という。)に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託(当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者(および信託が取消不能の場合には信託設定者)が米国人ではない信託)、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団(米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。)を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資(コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等)を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、

コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b) 1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体(ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」(1933年証券法に基づきルール501(a) に定義される。)により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。)。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザー に確認することをお勧めします。

# 2【換金(解約)手続等】

# <解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がルクセンブルク証券取引所若しくはニューヨーク証券取引 所の休業日またはルクセンブルクの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約 請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号: 03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

# (7)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

- (9)受付の中止および取消
  - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を 取り消すことができます。
  - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基

準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約 請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

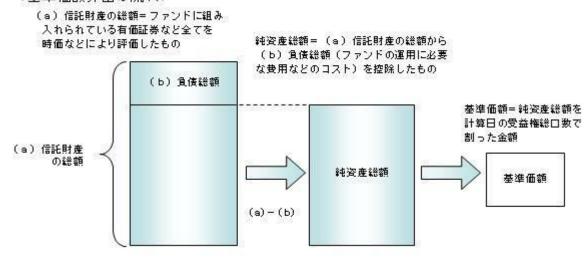
### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財 産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額を いいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

# <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則と してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号:03-5293-1323

受付時間:午前9時~午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス:http://www.schroders.co.jp/

# (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

平成30年 3月12日までとします(平成20年11月 4日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を 解約し、信託を終了させることがあります。

### (4)【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

# (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ)受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
  - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、 書面決議で可決された場合、存続します。)
  - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

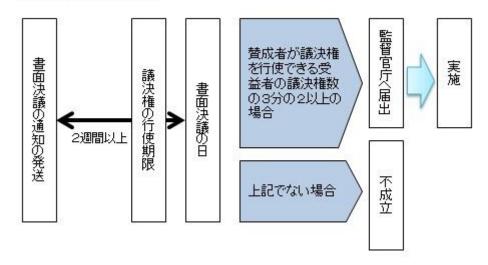
- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

# 書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2 ) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6 ) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者

からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買 状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス: http://www.schroders.co.jp/

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### (2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

#### (3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(平成27年 9月11日から平成28年 3月10日まで)の財務諸表について、PWCあらた監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【シュローダー・コモディティ・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第14期 (平成27年 9月10日現在)	第15期 (平成28年 3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	223,676,901	206,977,324
未収入金	39,374	14,330
流動資産合計	223,716,275	206,991,654
資産合計	223,716,275	206,991,654
負債の部		
流動負債		
未払解約金	39,374	14,330
未払受託者報酬	38,794	32,691
未払委託者報酬	2,069,155	1,743,745
その他未払費用	64,600	54,437
流動負債合計	2,211,923	1,845,203
負債合計	2,211,923	1,845,203
純資産の部		
元本等		
元本	301,237,435	346,407,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	79,733,083	141,261,431
(分配準備積立金)	29,368,106	27,579,499
元本等合計	221,504,352	205,146,451
純資産合計	221,504,352	205,146,451
負債純資産合計	223,716,275	206,991,654

## (2)【損益及び剰余金計算書】

		<u> (単位:円)</u>
	第14期 (自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日)	第15期 (自 平成27年 9月11日 至 平成28年 3月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	27,772,640	41,211,732
営業収益合計	27,772,640	41,211,732
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三		
受託者報酬	38,794	32,691
委託者報酬	2,069,155	1,743,745
その他費用	64,600	54,437
営業費用合計	2,172,549	1,830,873
営業利益又は営業損失( )	29,945,189	43,042,605
経常利益又は経常損失( )	29,945,189	43,042,605
当期純利益又は当期純損失( )	29,945,189	43,042,605
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	752,510	1,635,730
期首剰余金又は期首欠損金( )	44,902,813	79,733,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,960,511	5,309,824
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7,960,511	5,309,824
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,598,102	25,431,297
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	13,598,102	25,431,297
分配金	<del>_</del>	
期末剰余金又は期末欠損金()	79,733,083	141,261,431

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信	
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

		第14期	第15期
		[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	280,563,961円	301,237,435円
	期中追加設定元本額	69,461,840円	64,818,726円
	期中解約元本額	48,788,366円	19,648,279円
2 .	受益権の総数	301,237,435□	346,407,882□
3 .	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
		本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
		差額は79,733,083円でありま	差額は141,261,431円であり
		す。	ます。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
	第14期	第15期
	自 平成27年 3月11日	自 平成27年 9月11日
	至 平成27年 9月10日 至 平成28年 3月10日	
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金	計算期間末における解約に伴う当期純損失金
	額分配後の配当等収益から費用を控除した額	額分配後の配当等収益から費用を控除した額
	(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の	(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の
	有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越	有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越
	欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定	欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定
	される収益調整金(43,367,191円)及び分配	される収益調整金(56,081,714円)及び分配
	準備積立金(29,368,106円)より、分配対象	準備積立金(27,579,499円)より、分配対象
	収益は72,735,297円(1万口当たり2,414.54	収益は83,661,213円(1万口当たり2,415.10
	円)でありますが、分配を行っておりませ	円)でありますが、分配を行っておりませ
	<i>ω</i> .	<i>ω</i> .

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第14期	第15期
	 	自 平成27年 9月11日
	至 平成27年 9月10日	至 平成28年 3月10日
	ー 当ファンドは、「投資信託及び投資法人	同方
	に関する法律」(昭和26年法律第198号)	
	第2条第4項に定める証券投資信託であ	
	  り、信託約款に規定する「運用の基本方	
	 針」に従い、有価証券等の金融商品に対	
	  して投資として運用することを目的とし	
	ております。	
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	当ファンドが運用する金融商品の種類	同左
リスク	は、有価証券、デリバティブ取引、コー	
	ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務で	
	あり、有価証券の内容は「重要な会計方	
	針に係る事項に関する注記」に記載して	
	おります。これらは、株価変動リスク、	
	為替変動リスク、金利変動リスクなどの	
	市場リスク、信用リスク、及び流動性リ	
	スクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断に	運用部門におけるリサーチや投資判断に
	おいて、運用リスクの管理に重点を置く	おいて、運用リスクの管理に重点を置く
	プロセスを導入しています。さらに、こ	プロセスを導入しています。さらに、こ
	れら運用プロセスから独立した部門(コ	れら運用プロセスから独立した部門が、
	ンプライアンス部門等)が、運用制限・	運用制限・ガイドラインの遵守状況を含
	ガイドラインの遵守状況を含めたファン	めたファンドの運用状況について随時モ
	ドの運用状況について随時モニタリング	ニタリングを行い、運用部門に対する牽
	を行い、運用部門に対する牽制が機能す	制が機能する仕組みとしており、これら
	る仕組みとしており、これらの体制によ	の体制によりファンド運用に関するリス
	リファンド運用に関するリスクを管理し	クを管理しています。
	ています。	

## 金融商品の時価等に関する事項

	第14期	第15期
	[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品

•		
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	同左
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(有価証券に関する注記)

第14期(平成27年 9月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,000,784円
合計	26,000,784円

第15期(平成28年 3月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,184,590円
合計	38,184,590円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報に関する注記)

	第14期	第15期
	[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	0.7353円	0.5922円
(1万口当たり純資産額)	(7,353円)	(5,922円)

#### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・コモディティ・マザーファンド	443,491,160	206,977,324	
	合計	443,491,160	206,977,324	

注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対 照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

## 貸借対照表

1	単化	$\dot{\tau}$	Ш	)
	ᆂᅦ	١/	$\Box$	,

		<u>( 丰四・I J )</u>
	(平成27年 9月10日現在)	(平成28年 3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	681,484	-
金銭信託	67,166	52,645,298
コール・ローン	79,433,759	-
投資証券	2,589,726,117	1,905,032,598
派生商品評価勘定	907	-
未収利息	21	
流動資産合計	2,669,909,454	1,957,677,896
資産合計	2,669,909,454	1,957,677,896
負債の部		
流動負債		
未払解約金	896,472	649,678
流動負債合計	896,472	649,678
負債合計	896,472	649,678
純資産の部		
元本等		
元本	4,651,782,235	4,193,325,618
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,982,769,253	2,236,297,400
元本等合計	2,669,012,982	1,957,028,218
純資産合計	2,669,012,982	1,957,028,218
負債純資産合計	2,669,909,454	1,957,677,896

(注)「シュローダー・コモディティ・マザーファンド」の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。 上記の貸借対照表は、平成27年 9月10日及び平成28年 3月10日における同ファンドの状況であります。

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券
	    移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	  は、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないも
	のについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配
	相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相
	場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成の為の基本とな	外貨建取引等の処理基準
る重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第
	133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用
	しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純
	資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替
	相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為
	替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

			[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額		4,475,857,928円	4,651,782,235円
	期中追加設定元本額		609,051,409円	305,414,276円
	期中解約元本額		433,127,102円	763,870,893円
	元本の内訳			
	ファンド名			
	日興・シュローダー・コモディティ・ファンド A コ	] —	3,819,517,915円	3,275,914,802円
	ス(為替ヘッジなし)			
	日興・シュローダー・コモディティ・ファンド Bコ	1-	442,447,482円	473,919,656円
	ス(為替ヘッジあり)			
	シュローダー・コモディティ・ファンド		389,816,838円	443,491,160円
	計		4,651,782,235円	4,193,325,618円
2 .	受益権の総数		4,651,782,235□	4,193,325,618□
3 .	元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は1,982,769,253円であ	差額は2,236,297,400円であ
			ります。	ります。

## (金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 3月11日	自 平成27年 9月11日
	至 平成27年 9月10日	至 平成28年 3月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人	同左
	に関する法律」(昭和26年法律第198号)	
	第2条第4項に定める証券投資信託であ	
	り、信託約款に規定する「運用の基本方	
	針」に従い、有価証券等の金融商品に対	
	して投資として運用することを目的とし	
	ております。	

2.金融商品の内容及び金融商品に係る	当ファンドが運用する金融商品の種類	同左
リスク	は、有価証券、デリバティブ取引、コー	
	ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務で	
	あり、有価証券の内容は「重要な会計方	
	針に係る事項に関する注記」に記載して	
	おります。これらは、株価変動リスク、	
	為替変動リスク、金利変動リスクなどの	
	市場リスク、信用リスク、及び流動性リ	
	スクに晒されております。	
	当ファンドは為替変動リスクの低減を図	
	ることを目的として、為替予約取引を	
	行っております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断に	運用部門におけるリサーチや投資判断に
	おいて、運用リスクの管理に重点を置く	おいて、運用リスクの管理に重点を置く
	プロセスを導入しています。さらに、こ	プロセスを導入しています。さらに、こ
	れら運用プロセスから独立した部門(コ	れら運用プロセスから独立した部門が、
	ンプライアンス部門等)が、運用制限・	運用制限・ガイドラインの遵守状況を含
	ガイドラインの遵守状況を含めたファン	めたファンドの運用状況について随時モ
	ドの運用状況について随時モニタリング	ニタリングを行い、運用部門に対する牽
	を行い、運用部門に対する牽制が機能す	制が機能する仕組みとしており、これら
	る仕組みとしており、これらの体制によ	の体制によりファンド運用に関するリス
	リファンド運用に関するリスクを管理し	クを管理しています。
	ています。	

## 金融商品の時価等に関する事項

	[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引等に関する注記」	該当事項はありません。
	に記載しております。	
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	

3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	金融商品の時価には、市場価格に基づく
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	価額のほか、市場価格がない場合には合
	理的に算定された価額が含まれておりま	理的に算定された価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前	す。当該価額の算定においては一定の前
	提条件等を採用しているため、異なる前	提条件等を採用しているため、異なる前
	提条件等によった場合、当該価額が異な	提条件等によった場合、当該価額が異な
	ることもあります。	ることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額	
	等は、あくまでもデリバティブ取引にお	
	ける名目的な契約額または計算上の想定	
	元本であり、当該金額自体がデリバティ	
	ブ取引のリスクの大きさを示すものでは	
	ありません。	

(有価証券に関する注記)

(平成27年 9月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資証券		311,523,663円
合計		311,523,663円

(平成28年 3月10日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	557,455,658円
合計	557,455,658円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・コモディティ・ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 通貨関連

(平成27年 9月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		n±/#	評価損益
<b>上</b> 刀	↑ 生犬共 	关约领 <del>号</del>	うち1年超	時価	計測摂金

市場取引以外の	為替予約取引				
取引	- - 売建	682,334	-	681,427	907
	米ドル	682,334	-	681,427	907
	合計	682,334	-	681,427	907

#### (注)時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。

(平成28年 3月10日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	[平成27年 9月10日現在]	[平成28年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	0.5738円	0.4667円
(1万口当たり純資産額)	(5,738円)	(4,667円)

#### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式

#### (2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	1.	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund Class J	410,679.12	16,804,989.59	
	米ドル 小計		410,679.12	16,804,989.59 (1,904,173,370)	
	コーロ Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I		53.00	6,906.43	
- ユーロ 小計		53.00	6,906.43 (859,228)		
合計			1,905,032,598 (1,905,032,598)		

- 注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
  - 3.投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
  - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券	1銘柄	100.0%	100.0%
ユーロ	投資証券	1銘柄	100.0%	0.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドは「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間(「シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスJ投資証券」は平成26年10月1日から平成27年9月30日まで、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」は平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書、または、決算報告書(中間決算)の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。決算報告書(中間決算)は、中間計算期間末のため独立の監査人による財務書類の監査は受けておりません。

## シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド2015年9月期 報告書

2015年9月30日現在の貸借対照表	
	シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・
	コモディティ・ファンド
	(米ドル)
資産	
投資	
	839,412,898
未実現評価益/(損)	(30,742,720)
有価証券評価額	808,670,178
未実現評価益/(損)	
外国為替先渡契約	(1,123,606)
先物契約	(19,953,968)
	787,592,604
銀行預金	48,099,624
有価証券未収入金	1,283,768
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	1,131,647
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	716,462
未収追加金	101,558
未収配当金および未収利息	1,133
その他未収金	2,194
資産計	838,928,990

4	
見信	

1,390,188
484,408
346,162
2,220,758

純資産総額 836,708,232

## 未実現評価益/ (損)明細

投資有価証券未実現評価益	1,221,017
投資有価証券未実現評価損	(31,963,737)
外国為替先渡契約未実現評価益	2,116,233
外国為替先渡契約未実現評価損	(3,239,839)
先物契約未実現評価益	5,650,567
先物契約未実現評価損	(25,604,535)

シュローダー・オルタナティブ・ ソリューションズ・コモディティ・ファンド (米ドル)

純資産総額

2015年9月30日現在 836,708,232

発行済投資証券口数		
2015年9月30日現在	Class A Acc	2,244,373
	Class C Acc	1,587,576
	Class D Acc	39,347
	Class I Acc	1,365,186
	Class R Acc	-
	Class X Acc	272,658
	Class A Dis	17,164
	Class C Dis	673,646
	Class I Dis	596,294
	Class J Dis	451,420
	Class A Acc CAD Hedged	5,984
	Class C Acc CAD Hedged	400
	Class I Acc CAD Hedged	100
	Class A Acc CHF Hedged	359,532
	Class C Acc CHF Hedged	216,268
	Class I Acc CHF Hedged	1,529,362
	Class A Acc SGD Hedged	6,463,422
	Class A Acc EUR Hedged	242,718
	Class C Acc EUR Hedged	229,015
	Class I Acc EUR Hedged	666,412
	Class R Acc EUR Hedged	-
	Class A Acc GBP Hedged	58,595
	Class C Acc GBP Hedged	27,443

<sup>\*</sup>短期金融市場証券については償却原価に基づき計上しております。

	Class I Acc GBP Hedged	571,117
	Class I Acc JPY Hedged	125
	Class A Acc PLN Hedged	-
	Class A Acc RMB Hedged	-
	Class C Acc RMB Hedged	-
	Class I Acc RMB Hedged	-
	Class C Acc USD Hedged	-
	Class R Acc USD Hedged	-
	Class A Dis GBP Hedged	41,289
	Class C Dis GBP Hedged	8,219
一口当たり純資産価額*		
2015年9月30日現在	Class A Acc	69.84
	Class C Acc	74.81
	Class D Acc	64.37
	Class I Acc	88.42
	Class R Acc	-
	Class X Acc	86.63
	Class A Dis	68.97
	Class C Dis	74.33
	Class I Dis	88.33
	Class J Dis	46.36
	Class A Acc CAD Hedged	55.87
	Class C Acc CAD Hedged	59.72
	Class I Acc CAD Hedged	68.07
	Class A Acc CHF Hedged	40.89
	Class C Acc CHF Hedged	43.20
	Class I Acc CHF Hedged	47.75
	Class A Acc SGD Hedged	4.73
	Class A Acc EUR Hedged	62.39
	Class C Acc EUR Hedged	67.15
	Class I Acc EUR Hedged	78.78
	Class R Acc EUR Hedged	-
	Class A Acc GBP Hedged	59.54
	Class C Acc GBP Hedged	63.77
	Class I Acc GBP Hedged	72.50
	Class I Acc JPY Hedged	6,455.52
	Class A Acc PLN Hedged	-
	Class A Acc RMB Hedged	-
	Class C Acc RMB Hedged	-
	Class I Acc RMB Hedged	-
	Class C Acc USD Hedged	-
	Class R Acc USD Hedged	-
	Class A Dis GBP Hedged	58.58
	Class C Dis GBP Hedged	62.26

<sup>\*</sup>各クラスの一口当たり純資産価額(NAV)は各クラスの基軸通貨で表示しております。

## 2015年9月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・ コモディティ・ファンド

####################################		評価額	<u> 純資産構成比</u>	
株式数または元本額	譲渡可能証券および短期金融市場証券	(米ドル)	(%)	
株式				
金採鉱		2,352,810	0.28	
632,900	632,900 Acacia Mining			
<b>石油およびガス</b>		26,476,648	3.16	
196,180	Cenovus Energy	2,987,431	0.36	
46,465	ConocoPhillips	2,163,875	0.26	
5,612,669	EnQuest	2,392,252	0.28	
177,750	Marathon Oil	2,660,917	0.32	
280,000	MEG Energy	1,724,747	0.21	
556,500	Northern Oil and Gas	2,359,560	0.28	
491,000	Painted Pony Petroleum	1,955,285	0.23	
420,000	Sanchez Energy	2,415,000	0.29	
340,733	S Southwestern Energy	4,146,721	0.49	
579,000	WPX Energy	3,670,860	0.44	
株式合計		28,829,458	3.44	
ストラクチャード・プロダクト				
金		6,765,326	0.81	
63,417	Gold Bullion Securities	6,765,326	0.81	
ストラクチャード・プロダクト台	6,765,326	0.81		
公的取引所への上場承認を受けた および短期金融市場証券の合計	<b>ニ譲渡可能証券</b>	35,594,784	4.25	
株式数または元本額	その他の規制市場で取引される	評価額	純資産構成比	
	譲渡可能証券および短期金融市場証券	(米ドル)	(%)	
アメリカ合衆国		736,985,886	88.08	
米ドル 90,000,000	US Treasury Bill 0% 01/10/2015	90,000,000	10.76	
米ドル 108,000,000	US Treasury Bill 0% 08/10/2015	107,999,881	12.91	
米ドル 90,000,000	US Treasury Bill 0% 15/10/2015	89,998,758	10.75	
米ドル 110,000,000	US Treasury Bill 0% 22/10/2015	109,996,471	13.14	
*ドル 63,000,000	US Treasury Bill 0% 29/10/2015	62,998,176	7.53	
米ドル 105,000,000		104,996,937	12.55	
米ドル 105,000,000	•	104,998,798	12.55	
米ドル 66,000,000		65,996,865	7.89	
その他の規制市場で取引される訳	渡河能証券	736,985,886	88.08	
および短期金融市場証券の合計				
株式数または元本額	クローズド・エンド型	評価額	純資産構成比	
	集団投資スキーム	(米ドル)	(%)	
投資ファンド 		00 000 =00		
<b>金</b>		36,089,508	4.32	
334,224	SPDR Gold Trust	36,089,508	4.32	

投資ファンド総額	36,089,508	4.32
クローズド・エンド型集団投資スキームの合計	36,089,508	4.32
投資総額	808,670,178	96.65
その他の純資産	28,038,054	3.35
純資産総額	836,708,232	100.00

## 2015年9月30日現在の財務諸表注記

## 外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、純資産総額計算日に入手可能 な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) 外国為替先渡契 約」に記載されている。

2015年9月30日、当ファンドは以下の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨		売り通貨		満期日	未実現評価益/(損)
シェアクラ	スごとのヘッジ				
CAD	368,000	USD	276,087	2015年10月29日	(1,698)
CHF	97,870,300	USD	100,086,516	2015年10月8日	310,343
EUR	8,253,700	USD	9,304,619	2015年10月8日	(63,776)
EUR	2,595,900	USD	2,891,043	2015年10月22日	15,974
EUR	33,788,500	USD	38,201,850	2015年11月5日	(355,308)
EUR	2,170,800	USD	2,450,377	2015年11月12日	(18,590)
EUR	8,392	USD	9,393	2015年11月19日	9
EUR	32,989,208	USD	36,926,767	2015年11月25日	36,253
EUR	17,212,800	USD	19,024,439	2015年12月3日	264,551
EUR	28,067,100	USD	30,530,718	2015年12月10日	927,111
EUR	1,063,100	USD	1,192,942	2016年2月18日	457
GBP	37,291,400	USD	58,131,742	2015年10月8日	(1,549,236)
GBP	370,000	USD	571,227	2015年10月15日	(9,841)
GBP	13,636,000	USD	21,050,398	2015年10月29日	(362,274)
JPY	813,700	USD	6,782	2015年10月29日	(5)
SGD	158,378	USD	115,541	2015年10月15日	(4,338)
SGD	2,773,200	USD	2,040,683	2015年10月22日	(94,117)
SGD	8,088,600	USD	5,917,823	2015年10月29日	(242,061)
SGD	6,508,670	USD	4,746,925	2015年11月5日	(181,261)
SGD	11,893,161	USD	8,663,497	2015年11月12日	(323,460)
SGD	1,559,100	USD	1,111,828	2015年11月19日	(18,870)
SGD	244,000	USD	170,430	2015年12月10日	467
SGD	346,600	USD	241,826	2016年1月14日	636
USD	9,368,593	EUR	8,253,700	2015年10月8日	127,751
USD	2,947,229	EUR	2,595,900	2015年10月22日	40,212
USD	35,721,615	EUR	31,577,600	2015年11月5日	351,505
USD	2,007,522	GBP	1,311,400	2015年10月8日	17,725
USD	112,993	SGD	158,378	2015年10月15日	1,789
USD	404,861	SGD	567,607	2015年10月22日	6,446
					USD (1,123,606)

#### 先物契約明細表

先物契約は純資産総額計算日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の

## 「未実現評価益/(損) 先物契約」に記載されている。

2015年9月30日、当ファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	通貨	残高	市場価格	未実現評価益
2015年10月	946	Brent Crude Future	USD	45,786,233	48.08	(302,553)
2015年10月	1,583	Crude Oil Future	USD	70,927,054	44.98	276,286
2015年10月	156	Gasoline RBOB Future	USD	8,875,097	1.35	(27,276)
2015年10月	121	LME LEAD Future	USD	5,667,751	1,650.5	(674,989)
2015年10月	48	LME ZINC Future	USD	2,517,000	1,662	(522,600)
2015年10月	178	Low Sulphur Gas Oil Future (ICE)	USD	7,890,752	462.25	337,298
2015年10月	1,670	Natural Gas Future	USD	47,566,224	2.57	(4,680,624)
2015年10月	93	NY Harb ULSD Future	USD	6,202,345	1.52	(255,851)
2015年10月	197	Rapeseed Euro Future	EUR	3,947,895	368	(361,708)
2015年10月	348	SGX Technically Specified Rubber 20 Future	USD	2,546,354	1.22	(427,034)
2015年11月	1,659	Canola Future (WCE)	CAD	16,608,919	478	(558,469)
2015年11月	595	Coffee Robusta Future (10- Tonne)	USD	10,336,853	1,563	(1,037,002)
2015年11月	938	Crude Oil Future	USD	43,868,184	45.41	(1,273,604)
2015年11月	237	Gasoline RBOB Future	USD	12,948,979	1.32	219,167
2015年11月	85	LME COPPER Future	USD	10,743,171	5,068	26,329
2015年11月	180	LME NICKEL Future	USD	10,604,592	10,033.5	231,588
2015年11月	564	LME PRI ALUM Future	USD	22,020,704	1,561	(10,604)
2015年11月	113	LME ZINC Future	USD	4,944,343	1,672.65	(219,107)
2015年11月	203	Low Sulphur Gas Oil Future (ICE)	USD	9,798,299	465.5	(348,649)
2015年11月	218	NY Harb ULSD Future	USD	14,229,962	1.54	(94,928)
2015年11月	211	SGX Technically Specified Rubber 20 Future	USD	1,331,265	1.22	(43,110)
2015年12月	321	Cocoa Future	USD	9,359,844	3,151	754,866
2015年12月	356	Coffee 'C' Future	USD	17,615,885	1.2	(1,622,585)
2015年12月	1,701	Corn Future	USD	33,694,974	3.9	(546,736)
2015年12月	716	Crude Palm Oil Future	MYR	37,524,298	2,375	1,134,069
2015年12月	195	Hard Red Winter Wheat Future (KCB)	USD	4,831,125	4.97	9,750
2015年12月	198	Live Cattle Future	USD	11,443,948	1.34	(870,748)
2015年12月	161	LME ZINC Future	USD	6,741,875	1,675.25	1,006
2015年12月	789	Mill Wheat Euro Future	EUR	7,508,284	173.5	(743,029)
2015年12月	211	SGX Technically Specified Rubber 20 Future	USD	1,336,294	1.22	(50,249)
2015年12月	254	Silver Future	USD	19,743,260	14.56	(1,252,060)
2016年1月	682	Crude Palm Oil Future	MYR	37,415,839	2,400	796,672
2016年1月	220	Gasoline RBOB Future	USD	12,616,250	1.34	(197,690)
2016年1月	26	Platinum Future	USD	1,268,476	911.8	(83,136)
2016年1月	354	Rapeseed Euro Future	EUR	6,409,849	367.25	101,289
2016年2月	214	NY Harb ULSD Future	USD	14,313,192	1.58	(99,569)
2016年2月	539	Rubber Future	JPY	450,707,832	163.6	(81,634)
2016年2月	410	SUGAR NO.11 (WORLD) Future	USD	5,526,174	0.13	383,731
2016年2月	605	White Sugar Future (ICE)	USD	10,359,974	367.7	762,951

2016年3月	287	Cocoa Future	USD	9,467,269	3,155	(412,419)
2016年3月	114	Cotton No.2 Future	USD	3,695,749	0.61	(226,159)
2016年3月	347	Mill Wheat Euro Future	EUR	3,033,892	182	138,604
2016年4月	74	Rapeseed Euro Future	EUR	1,334,267	364	14,031
2016年4月	596	SUGAR NO.11 (WORLD) Future	USD	8,054,625	0.13	462,931
2016年12月	133	Gold 100 OZ Future	USD	15,704,614	1,123	(768,714)
2016年12月	41	LME COPPER Future	USD	5,994,200	4,956.25	(914,044)
2016年12月	145	LME PRI ALUM Future	USD	6,775,125	1,633.25	(854,594)
2017年11月	175	Natural Gas Future	USD	7,402,268	3.38	(1,496,018)
2017年12月	85	LME COPPER Future	USD	12,227,250	4,963.25	(1,680,344)
2017年12月	128	LME PRI ALUM Future	USD	6,166,400	1,703.25	(716,000)
2018年11月	201	Crude Oil Future	USD	13,386,600	55.9	(2,150,700)
					USD	(19,953,968)

## シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・リクイディティ 2015年6月期半 期報告書

2015年6月30日現在の貸借対照表	
	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファン ド・
	ユーロ・リクイディティ(注1)
	(コーロ)
<b>資産</b>	
投資	
有価証券取得価額	829,672,855
未実現評価益/(損)	12,181
有価証券評価額	829,685,036
銀行預金	17,915,821
未収追加金	1,660,980
未収配当金および未収利息	879,941
資産計	850,141,778
負債	
未払解約金	861,944
未払運用報酬	197,909
その他未払金	190,036
負債計	1,249,889
純資産総額	848,891,889

(注1)評価額は償却原価を表す。

## シュローダー・インターナショナル・セレクショ ン・ファンド・ユーロ・リクイディティ $(\Box - \Box)$

/	ᆂ	444	rise a
W 22	<b>E</b>	224	8.8

2015年6月30日現在 848,891,889 発行済投資証券口数 Class A Dis 2015年6月30日現在 Class A Dis AUD Class A Dis AUD Hedged Class A Dis CHF Class A Dis CHF Hedged Class A Dis EUR Class A Dis EUR Hedged Class A Dis GBP Class A Dis GBP Hedged Class A Dis HKD Class A Dis RMB Hedged Class A Dis SGD Class A Dis SGD Hedged Class A Dis USD Class A Dis USD Hedged Class AX Dis Class B Dis Class B Dis EUR Hedged Class C Dis Class C Dis CHF Hedged Class C Dis EUR Class C Dis EUR Hedged Class C Dis GBP Class C Dis GBP Hedged Class C Dis JPY Hedged Class C Dis USD Class C Dis USD Hedged Class D Dis Class I Dis Class I Dis EUR Class I Dis EUR Hedged Class I Dis GBP Class I Dis GBP Hedged Class IZ Dis Class IZ Dis EUR Class J Dis Class J Dis JPY Class S Dis Class S Dis EUR Class S Dis EUR Hedged Class S Dis GBP Class S Dis GBP Hedged Class S Dis USD Hedged Class X Dis

日叫此为我口自()
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
2,579,864
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
468,949
-
-
-
1,758,258
, , , <u>-</u>
-
-
-
_
_
-
-
_
_
_
_

	有伽証券報告書(
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	•
Class E Acc GBP Hedged	•
Class E Acc USD	4 005 454
Class I Acc	1,835,454
Class I Acc AUD	·
Class I Acc CHF	·
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	·
Class I Acc GBP	·
Class I Acc GBP Hedged	·
Class I Acc JPY Hedged Class I Acc USD	·
	-
Class I Acc USD Hedged	·
Class I Acc USD Duration	-
Hedged Class IZ Acc	
Class IZ Acc GBP	•
Class J Acc JPY	•
Class R Acc	
Class R Acc GBP Hedged	
Class R Acc USD Hedged	
Class S Acc	
Class S Acc EUR	_
Class S Acc EUR Hedged	_
Class S Acc GBP Hedged	_
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	
Class Z Acc	
Class Z Acc EUR	
Class Z Acc EUR Hedged	
Class Z Acc EUR Duration	
Hedged	
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc	146,619
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

## シュローダー・インターナショナル・セレクショ ン・ファンド・ユーロ・リクイディティ (ユーロ)

#### -一口当たり純資産価額

一口当たり純資産価額		
2015年6月30日現在	Class A Dis	-
	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	-
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	-
	Class A Dis HKD	-
	Class A Dis RMB Hedged	-
	Class A Dis SGD	-
	Class A Dis SGD Hedged	-
	Class A Dis USD	-
	Class A Dis USD Hedged	-
	Class AX Dis	-
	Class B Dis	-
	Class B Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis	-
	Class C Dis CHF Hedged	-
	Class C Dis EUR	-
	Class C Dis EUR Hedged	-
	Class C Dis GBP	-
	Class C Dis GBP Hedged	-
	Class C Dis JPY Hedged	-
	Class C Dis USD	-
	Class C Dis USD Hedged	-
	Class D Dis	-
	Class I Dis	-
	Class I Dis EUR	-
	Class I Dis EUR Hedged	-
	Class I Dis GBP	-
	Class I Dis GBP Hedged Class IZ Dis	-
	Class IZ Dis EUR	-
	Class J Dis	-
	Class J Dis JPY	_
	Class S Dis	_
	Class S Dis EUR	_
	Class S Dis EUR Hedged	_
	Class S Dis GBP	_
	Class S Dis GBP Hedged	_
	Class S Dis USD Hedged	_
	Class X Dis	_
	Class Z Dis	_
	01000 2 010	

	有価証券報告書(「
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class B1 Dis	-
Class B1 Dis EUR Hedged	-
Class A Acc	121.45
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration	-
Hedged	
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	119.81
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	126.93
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration	-
Hedged	
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-

	有価証券報告書(「
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class I Acc	130.32
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration	_
Hedged	
Class IZ Acc	_
Class IZ Acc GBP	_
Class J Acc JPY	_
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration	-
Hedged	
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc	116.05
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class B1 Acc	-
Class B1 Acc EUR Hedged	-
Class B1 Acc USD	-

各クラスの一口当たり純資産価額(NAV)は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

## 2015年6月30日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ユーロ・リクイディティ

	ユーロ・リクイディティ						
株	:式数また	は元本額	公的取引所への上場承認を受けた	評価額	純資産構成比		
<u> </u>			譲渡可能証券および短期金融市場証券	(ユーロ)	(%)		
オースト				30,065,400	3.5		
	EUR	10,000,000	Australia & New Zealand Banking EMTN FRN 04/10/2016	10,025,650	1.18		
	EUR	10,000,000	National Australia Bank EMTN FRN 24/01/2018	10,034,750	1.18		
	EUR	10,000,000	National Australia Bank GMTN FRN 16/01/2018	10,005,000	1.18		
カナダ				42,976,233	5.00		
	EUR	18,850,000	Bank of Montreal EMTN FRN 04/11/2016	18,910,603	2.23		
	EUR	10,000,000	Bank of Nova Scotia EMTN FRN 30/09/2016	10,029,300	1.18		
	EUR	14,000,000	Toronto-Dominion Bank EMTN FRN 16/06/2017	14,036,330	1.69		
フランス				61,008,092	7.19		
	EUR	3,000,000	Banque Federative du Credit Mutuel EMTN FRN 15/11/2016	3,016,395	0.36		
	EUR	4,500,000	Banque Federative du Credit Mutuel EMTN FRN 23/03/2017	4,498,537	0.50		
	EUR	2,240,000	BNP Paribas FRN 19/01/2017	2,241,613	0.2		
	EUR	8,300,000	BPCE EMTN FRN 24/09/2015	8,306,889	0.98		
	EUR	9,800,000	BPCE EMTN FRN 10/03/2017	9,797,501	1.19		
	EUR	3,800,000	Credit Agricole/London EMTN FRN 28/01/2016	3,805,320	0.4		
	EUR	5,500,000	HSBC EMTN FRN 27/01/2016	5,504,977	0.6		
	EUR	2,000,000	EMTN 2.375% 13/07/2015	2,001,350	0.24		
	EUR	2,300,000	Societe Generale EMTN FRN 18/01/2016	2,307,682	0.2		
	EUR	10,000,000	Societe Generale EMTN FRN 28/03/2016	10,016,000	1.18		
	EUR	9,500,000	Societe Generale EMTN FRN 16/01/2017	9,511,828	1.12		
オランダ	•			56,543,603	6.6		
	EUR	10,000,000	ABN AMRO Bank EMTN 3.25% 21/09/2015	10,071,500	1.19		
	EUR	4,290,000	ABN AMRO Bank EMTN 4.25% 11/04/2016	4,427,173	0.52		
	EUR	5,000,000	ABN AMRO Bank EMTN FRN 15/04/2016	5,007,375	0.59		
	EUR	5,000,000	ABN AMRO Bank EMTN FRN 01/08/2016	5,021,525	0.59		
	EUR	8,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank FRN 22/07/2015	8,000,880	0.94		
	EUR	8,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank EMTN FRN 07/03/2016	8,002,960	0.94		

資信託受益証券)

3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000 7,000,000 8,399,000 2,209,000 1,000,000 9上場承認を受けた	02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015 Abbey National Treasury Services/ London EMTN FRN 24/10/2017 Lloyds Bank EMTN 3.75% 07/09/2015	3,000,540 5,996,670 8,008,800 23,216,156 4,532,117 7,002,275 8,455,273 2,210,491 1,016,000	0.35 0.71 0.94 2.74 0.53 0.83 1.00 0.26 0.12
3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000 7,000,000 8,399,000 2,209,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015 Abbey National Treasury Services/ London EMTN FRN 24/10/2017 Lloyds Bank EMTN 3.75% 07/09/2015 Lloyds Bank EMTN FRN 14/10/2015 Standard Chartered EMTN 3.625%	5,996,670  8,008,800  23,216,156  4,532,117  7,002,275  8,455,273  2,210,491	0.71 0.94 2.74 0.53 0.83 1.00 0.26
3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000 7,000,000 8,399,000 2,209,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015 Abbey National Treasury Services/ London EMTN FRN 24/10/2017 Lloyds Bank EMTN 3.75% 07/09/2015 Lloyds Bank EMTN FRN 14/10/2015	5,996,670  8,008,800  23,216,156  4,532,117  7,002,275  8,455,273  2,210,491	0.71 0.94 2.74 0.53 0.83 1.00 0.26
3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000 7,000,000 8,399,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015 Abbey National Treasury Services/ London EMTN FRN 24/10/2017 Lloyds Bank EMTN 3.75% 07/09/2015	5,996,670  8,008,800  23,216,156  4,532,117  7,002,275  8,455,273	0.71 0.94 2.74 0.53 0.83
3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000 7,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015 Abbey National Treasury Services/ London EMTN FRN 24/10/2017	5,996,670 8,008,800 <b>23,216,156</b> 4,532,117 7,002,275	0.71 0.94 <b>2.74</b> 0.53 0.83
3,000,000 6,000,000 8,000,000 4,488,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016  Abbey National Treasury Services/ London EMTN 3.375% 20/10/2015	5,996,670 8,008,800 <b>23,216,156</b> 4,532,117	0.71 0.94 <b>2.74</b> 0.53
3,000,000 6,000,000 8,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017 UBS/London EMTN FRN 05/09/2016	5,996,670 8,008,800 <b>23,216,156</b>	0.71 0.94 <b>2.7</b> 4
3,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017	5,996,670 8,008,800	0.71 0.94
3,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN 30/03/2017	5,996,670	0.71
3,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015 Credit Suisse/London EMTN FRN	, ,	
3,000,000	Credit Suisse/London EMTN FRN 02/12/2015	, ,	
, ,	Credit Suisse/London EMTN FRN	3,000,540	0.38
, ,		3 000 540	0.34
0,000,000	40 /00 /0045		
6 500 000	Credit Suisse/London EMTN FRN	6,501,040	0.77
6,500,000	One did Onione (London ENTN EDN	23,507,050	2.77
	16/02/2016		
3,500,000	Svenska Handelsbanken RegS 3.625%	3,577,875	0.42
3,000,000		3,004,125	0.35
			0.7
	N	• •	1.48
2,000,000	ING Bank EMTN FRN 28/10/2015		0.24
6,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen-	6,004,440	0.71
	Boerenleenbank GMTN FRN 15/01/2016		
8,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen-	8,006,760	0.94
֡֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜	6,000,000 2,000,000 6,000,000 3,000,000	Boerenleenbank GMTN FRN 15/01/2016 6,000,000 Cooperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank GMTN FRN 13/01/2017 2,000,000 ING Bank EMTN FRN 28/10/2015 6,000,000 Nordea Bank EMTN FRN 25/11/2016 3,000,000 Skandinaviska Enskilda Banken FRN 26/08/2016	Boerenleenbank GMTN FRN 15/01/2016 6,000,000 Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank GMTN FRN 13/01/2017 2,000,000 ING Bank EMTN FRN 28/10/2015 2,000,990 12,596,580 6,000,000 Nordea Bank EMTN FRN 25/11/2016 6,014,580 3,000,000 Skandinaviska Enskilda Banken FRN 3,004,125 26/08/2016 3,500,000 Svenska Handelsbanken RegS 3.625% 3,577,875 16/02/2016

<b>推                                    </b>		その他の規制市場で取引される	評価額	純資産構成比
株式数または元本額		譲渡可能証券および短期金融市場証券	(ユーロ)	(%)
フランス			180,987,654	21.32
EUR	7,000,000	Banque Federative Du Credit Mutuel 0%	6,998,041	0.82
		04/11/2015		
EUR	15,000,000	Banque Federative Du Credit Mutuel 0%	14,997,118	1.77
		21/12/2015		
EUR	16,000,000	BCPE International 0.08% 01/02/2016	16,000,000	1.88
EUR	8,000,000	BNP Paribas 0% 03/08/2015	8,000,880	0.94
EUR	7,000,000	BNP Paribas 0.01% 07/09/2015	7,000,000	0.82
EUR	10,000,000	BNP Paribas 0.02% 20/01/2016	10,000,000	1.18
EUR	11,000,000	BNP Paribas 0.03% 09/11/2015	11,000,000	1.30
EUR	12,000,000	Credit Agricole & Investment Bank 0%	12,000,000	1.41
		04/08/2015		
EUR	6,000,000	Credit Agricole 0% 18/08/2015	5,999,680	0.7
EUR	9,000,000	Credit Agricole 0.05% 14/12/2015	9,000,000	1.06
EUR	9,000,000	Engie 0% 06/11/2015	8,999,680	1.00
EUR	28,000,000	Engie 0% 12/11/2015	27,997,916	3.30
EUR	5,000,000	GDF Suez 0% 03/09/2015	5,000,711	0.5
EUR	15,000,000	HSBC 0% 09/10/2015	14,998,750	1.7
EUR	11,000,000	HSBC 0% 18/01/2016	10,995,091	1.30

				有価証	券報告書(内国
	EUR	4,000,000	Natixis 0% 09/08/2015	3,999,787	0.47
	EUR	8,000,000	Societe Generale 0.12% 22/09/2015	8,000,000	0.94
ドイツ				53,997,744	6.36
	EUR	6,000,000	DZ Bank 0% 30/11/2015	5,999,493	0.71
	EUR	11,000,000	DZ Bank 0% 12/02/2016	10,999,309	1.30
	EUR	30,000,000	Volkswagen Financial Services 0%	29,998,942	3.53
			05/11/2015		
	EUR	7,000,000	Volkswagen Services 0% 05/08/2015	7,000,000	0.82
オランタ	<i>†</i>			36,296,378	4.28
	EUR	2,300,000	ABN AMRO Bank 0% 13/07/2015	2,299,962	0.27
	EUR	1,000,000	ABN AMRO Bank 0% 17/08/2015	999,948	0.12
	EUR	9,000,000	ING Bank 0% 08/09/2015	8,999,828	1.06
	EUR	8,000,000	ING Bank 0% 11/09/2015	7,996,965	0.94
	EUR	6,000,000	ING Bank 0.09% 6/07/2015	6,000,000	0.71
	EUR	10,000,000	Rabobank Nederland 0% 26/10/2015	9,999,675	1.18
カタール	<u> </u>			16,992,918	2.00
	EUR	17,000,000	Qatar National Bank 0% 13/08/2015	16,992,918	2.00
国際機関				4,000,280	0.47
	EUR	4,000,000	European Financial Stability Facility	4,000,280	0.47
			0.08% 15/07/2015		
スウェー	-デン			33,496,643	3.95
	EUR	1,500,000	Nordea Bank 0% 13/07/2015	1,499,980	0.18
	EUR	7,000,000	Nordea Bank 0% 18/08/2015	7,000,560	0.82
	EUR	14,000,000	Nordea Bank 0% 24/08/2015	13,996,854	1.65
	EUR	6,000,000	Nordea Bank 0% 08/09/2015	6,000,575	0.71
	EUR	5,000,000	Nordea Bank 0% 08/01/2016	4,998,674	0.59
スイス		, ,		40,000,282	4.71
	EUR	7,000,000	Credit Suisse 0% 28/08/2015	7,000,451	0.82
	EUR	10,000,000	Credit Suisse 0% 31/08/2015	9,999,831	1.18
	EUR		Credit Suisse 0.22% 24/07/2015	11,000,000	1.30
	EUR	12,000,000		12,000,000	1.41
アラブ首	長国連邦			40,004,192	4.71
	EUR	30,000,000	National Bank of Abu Dhabi 0% 27/07/2015	30,003,142	3.53
	EUR	10,000,000	National Bank of Abu Dhabi 0% 28/07/2015	10,001,050	1.18
イギリス	ζ			148,996,144	17.56
	EUR	13,000,000	Abbey National Treasury Services 0.02% 28/07/2015	13,000,000	1.53
	EUR	30,000,000	Barclays Bank 0% 08/09/2015	29,998,850	3.53
	EUR	20,000,000	JPMorgan Chase Bank 0% 09/12/2015	20,000,895	2.36
	EUR	5,000,000	Lloyds Bank 0.01% 12/08/2015	5,000,000	0.59
	EUR	8,000,000	Lloyds Bank 0.06% 03/07/2015	8,000,000	0.94
	EUR	2,000,000	Lloyds Banking 0.02% 14/07/2015	2,000,000	0.24
	EUR	20,000,000	Nationwide Building Society 0% 26/08/2015	19,999,922	2.36
	EUR	8,000,000	Qatar National Bank 0% 24/08/2015	8,000,360	0.94
	EUR	10,000,000	Qatar National Bank 0% 28/09/2015	9,999,011	1.18
	EUR	6,000,000	Qatar National Bank 0% 19/10/2015	5,999,450	0.71
	EUR	10,000,000	Standard Chartered 0% 11/02/2016	9,998,125	1.18
	EUR	12,000,000	Standard Chartered 0% 15/07/2015	11,999,673	1.41

EDINET提出書類

# シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(E12586) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			有価証	E券報告書(内国投資 <sup>,</sup>	信託的
EUR	2,000,000	Standard Chartered 0% 23/10/2015	1,999,842	0.24	
EUR	3,000,000	Standard Chartered Bank 0%	3,000,016	0.35	
		09/07/2015			
アメリカ合衆国			24,999,687	2.94	
EUR	25,000,000	Procter & Gamble 0% 29/09/2015	24,999,687	2.94	
その他の規制市場	で取引される	譲渡可能証券			
および短期金融市	5場証券の合計		579,771,922	68.30	
投資総額			829,685,036	97.74	
その他純資産			19,206,853	2.26	
純資産総額			848,891,889	100.00	

#### 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 3月31日現在です。

【シュローダー・コモディティ・ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	212,779,995円
負債総額	217,352円
純資産総額( - )	212,562,643円
発行済口数	352,431,085□
1口当たり純資産額( / )	0.6031円

#### (参考)

シュローダー・コモディティ・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	2,025,392,374円
負債総額	53,179,695円
純資産総額( - )	1,972,212,679円
発行済口数	4,145,333,509□
1口当たり純資産額( / )	0.4758円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典
  - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

平成28年 3 月末現在 資本金 490,000,000円

発行可能株式総数39,200株発行済株式総数9,800株

過去5年間における主な資本金の増減 該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構(平成28年3月末現在)

#### 経営体制

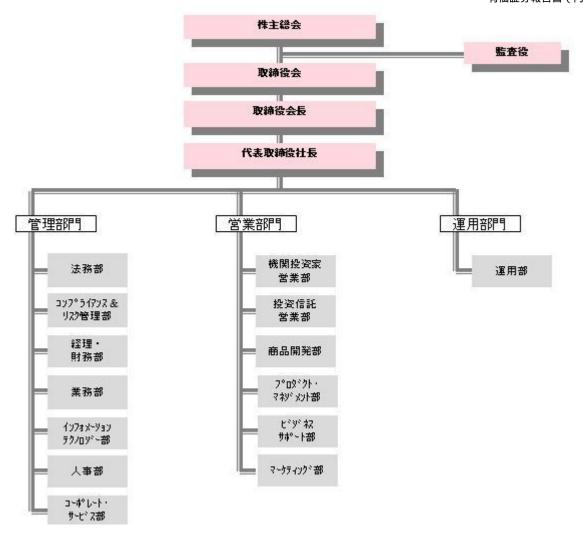
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、 取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専 務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



#### 投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる 各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



#### 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を

行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運 用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。 平成28年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除き

ます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(円)		
追加型株式投資信託	53	537,256,078,995		

#### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額について は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(平成27年1月1 日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受け ております。

#### (1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		第24期	第25期
		(平成26年12月31日)	(平成27年12月31日)
資産の部			
流動資産			
預金		4,295,805	3,469,940
立替金		36	-
——— 前払費用		74,515	74,114
未収入金		224,268	261,752
未収委託者報酬		630,154	679,930
未収運用受託報酬		608,464	952,004
1年内受取予定の長期差入保証金		1,800	2,000
繰延税金資産		541,968	579,737
流動資産合計		6,377,012	6,019,478
_ 固 定 資 産			<del></del>
有 形 固 定 資 産			
建物附属設備(純額)	*1	38,230	28,813
器具備品(純額)	*1	15,307	57,323
 有形固定資産合計		53,537	86,136
無 形 固 定 資 産			
電話加入権		3,699	3,699
ソフトウェア		61,342	49,144
無形固定資産合計 無形固定資産合計		65,042	52,844
_ 投資その他の資産			
投資有価証券		18,699	6,475
長期差入保証金		232,794	244,179
その他投資		950	950
貸倒引当金		950	950
繰延税金資産		186,545	316,694
_			

投資その他の資産合計 固定資産合計 資産合計

	月11世紀分報古書(
438,039	567,348
556,619	706,329
6,933,631	6,725,808

(単位:千円)

			(単位:十円)
		第24期	第25期
		(平成26年12月31日)	(平成27年12月31日)
<b>名</b>			
負債の部			
流動負債		20, 500	44.007
預り金		39,590	44,097
前受金		1,693	-
未払金		٥٢	75
未払収益分配金		25	75
未払償還金		14,012	14,012
未払手数料		213,619	207,469
その他未払金	*2	2,051,249	2,186,021
未払費用		86,026	64,448
未払法人税等		391,289	719,335
未払消費税等		54,136	94,719
流 動 負 債 合 計		2,851,643	3,330,178
固定負債			
長期未払金		193,215	263,227
長期未払費用		34,735	33,356
退職給付引当金		710,422	796,438
役員退職慰労引当金		24,369	31,052
資産除去債務		86,432	87,642
固 定 負 債 合 計		1,049,174	1,211,717
負 債 合 計		3,900,817	4,541,896
純 資 産 の 部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		500,000	500,000
資本剰余金合計		500,000	500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,038,251	1,193,763
利益剰余金合計		2,038,251	1,193,763
株主資本合計		3,028,251	2,183,763
評価・換算差額等		· · ·	. , , ==
その他有価証券評価差額金		4,562	148
評価・換算差額等合計		4,562	148
純資産合計		3,032,813	2,183,911
負債純資産合計		6,933,631	6,725,808
天 尽 瓜 只 任 口 们		0,900,001	0,725,000

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

				(单位:十円)
	自	平成26年 1月 1日	自	平成27年 1月 1日
	至	平成26年12月31日	至	平成27年12月31日
委託者報酬		2,340,959		2,612,569
運用受託報酬		2,922,323		4,368,399
その他営業収益		2,357,626		2,819,369
営業収益計		7,620,909		9,800,338
営業費用				
支払手数料		870,912		913,688
広告宣伝費		130,470		126,363
公告費		780		780
調査費				
調査費		142,586		153,656
委託調査費		924,554		1,148,494
図書費		1,349		2,908
委託計算費		43,050		-
事務委託費		307,721		318,157
営業雑経費				
通信費		27,645		28,523
印刷費		16,951		8,173
協会費		5,932		6,915
諸会費		2,681		3,450
営業費用計		2,474,637		2,711,112
一般管理費				
給料				
役員報酬		431,784		426,838
給料・手当		1,328,407		1,354,590
賞与		862,373		1,194,038
交際費		6,300		7,738
旅費交通費		50,835		69,476
租税公課		21,295		27,056
不動産賃借料		245,007		245,143
退職給付費用		91,886		109,057
役員退職慰労引当金繰入		5,820		6,682
法定福利費		158,221		159,150
固定資産減価償却費		38,136		63,961
諸経費		1,289,649		1,579,990
一般管理費計		4,529,718		5,243,724
営業利益(営業損失)		616,554		1,845,501
営業外収益				
受取利息		1,110		1,009
受取配当金		1,473		439
有価証券売却益		-		3,512
為替差益		-		15,893
時効償還金		4,161		-
雑益		1,503		1,738
営業外収益計		8,249		22,593
営業外費用	-			

為替差損		33,028	-
雑損失		685	1,106
営業外費用計		33,713	1,106
経常利益( 経常損失)		591,089	1,866,988
特別損失			
割増退職金等	*1	49,399	7,034
固定資産除却損		343	356
特別損失計		49,743	7,390
税引前当期純利益			
( 税引前当期純損失)		541,346	1,859,598
法人税、住民税及び事業税		446,250	912,004
法人税等調整額		728,513	167,917
法人税等合計		282,263	744,087
当期純利益( 当期純損失)		823,609	1,115,511

## (3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本	評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本	その他有価証券	
		資本準備金	その他利益剰余金	合計	評価差額金	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404
当期変動額						
当期純利益			823,609	823,609		823,609
株主資本以外の項目の					799	799
当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	823,609	823,609	799	824,408
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

						( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			株主資本	評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本	その他有価証券	
		資本準備金	その他利益剰余金	合計	評価差額金	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813
当期変動額						
剰余金の配当			1,960,000	1,960,000		1,960,000
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511
株主資本以外の項目の					4 412	4,413
当期変動額 (純額)					4,413	4,413
当期変動額合計	-	-	844,488	844,488	4,413	848,901
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法

その他有価証券 時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法に よっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡 便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

	<u> </u>
第24期	第25期
平成26年12月31日現在	平成27年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 129,718千円	建物附属設備 139,387千円
器具備品 132,215千円	器具備品 151,545千円
	   *2 関係会社項目
	その他未払金 515,023千円

### (損益計算書関係)

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。

### (株主資本等変動計算書関係)

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度 期首株式数	第24期事業年度 増加株式数	第24期事業年度 減少株式数	第24期事業年度末 株式数
	知日が北坂	プロカルイルエルダス	ルペン 1小工(女人	1/1/1000
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4.配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

### 第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度 期首株式数	第25期事業年度 増加株式数	第25期事業年度 減少株式数	第25期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月4日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成27年 6月30日	平成27年 7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

### (リース取引関係)

(	
第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

オペレーティング・リース取引のうち解約不能の		オペレ・	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の		
ものに係る未経過リース料		ものに	ものに係る未経過リース料		
	1年内	7,963千円		1年内	7,963千円
	1年超	9,954千円		1年超	1,990千円
	合計	17,917千円		合計	9,954千円

## (金融商品関係)

# 1.金融商品の状況に関する事項

	T
第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に 関しても安全な運用を心掛けております。余剰資	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリ バティブ取引等も行っておりません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用 受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリ スク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座 開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価 し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に 係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資 信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が 運用している資産の中から報酬を徴収するため、 信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との 取引により生じたものであり、原則、翌月中に決 済が行われる事により、回収が不能となるリスク は僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の 管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を 行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、 リスクは僅少であります。

流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用する ことにより、流動性リスクを管理しております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリ スク)の管理

同左

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の 管理

同左

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 同左

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

第24期(平成26年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(+12.113)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,295,805	4,295,805	-
(2) 未収入金	224,268	224,268	-
(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	-
(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	-
資産計	5,758,692	5,758,692	-
(1) 未払手数料	213,619	213,619	-
(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	-
負債計	2,264,869	2,264,869	-

第25期(平成27年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	-

1			
(2) 未収入金	261,752	261,752	-
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	-
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	-
資産計	5,363,627	5,363,627	-
(1) 未払手数料	207,469	207,469	-
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	-
負債計	2,393,490	2,393,490	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(注!) 並煕的品の時間の昇足方法型のに有間証券及( 「	アングハノイン扱うに関する事項
第24期	第25期
平成26年12月31日現在	平成27年12月31日現在
資産 (1)預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該帳簿価額によって おります。	資産 (1)預金 同左
(2)未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2)未収入金 同左
(3)未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。	(3)未収委託者報酬 同左
(4)未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価 は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。	(4)未収運用受託報酬 同左
負債 (1)未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。	負債 (1)未払手数料 同左
(2)その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳 簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。	(2) その他未払金 同左

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

752 : X3 ( 1 7-X2-0 1 := 7 30 : E 7 30 E 7		( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1年以内	1年超
預金	4,295,805	-
未収入金	224,268	-
未収委託者報酬	630,154	-
未収運用受託報酬	608,464	-
合計	5,758,692	-

## 第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)	(単	位	:	千	円	)	
---------	----	---	---	---	---	---	--

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	-
未収入金	261,752	-
未収委託者報酬	679,930	-
未収運用受託報酬	952,004	-
合計	5,363,627	-

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 第24期(平成26年12月31日現在)

該当事項はありません。

第25期(平成27年12月31日現在) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えるもの	16,702	12,076	4,625
証券投資信託受益証券			
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えないもの	1,996	2,060	63
証券投資信託受益証券			
合計	18,699	14,136	4,562

### 第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えるもの	3,367	3,060	307
証券投資信託受益証券			
貸借対照表計上額が取得原価を超			
えないもの	3,107	3,266	159
証券投資信託受益証券			
合計	6,475	6,326	148

### 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

## (退職給付関係)

第24期	第25期
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度では、簡便法により 退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、 給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しておりま す。

- 2.確定給付制度
  - (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整素

期首における退職給付引当金

651,735千円

退職給付費用 91,886千円 退職給付の支払額 33,200千円

期末における退職給付引当金

710,422千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計 上された前払年金費用及び退職給付引当金の 調整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産

非積立型制度の退職給付債務

710,422千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 710,422千円

退職給付引当金 710,422千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 710,422千円

(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

91.886千円

2.確定給付制度

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整

同左

期首における退職給付引当金

1.採用している退職給付制度の概要

710,422千円

退職給付費用 109,057千円 退職給付の支払額 23,041千円

期末における退職給付引当金

796,438千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計 上された前払年金費用及び退職給付引当金の 調整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産

非積立型制度の退職給付債務

796,438千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 796,438千円

退職給付引当金 796,438千円

貸借対照表に計上された負債と資産

の純額 796,438千円

(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

109.057千円

## (税効果会計関係)

第24期 第25期 自 平成26年 1月 1日 自 平成27年 1月 1日 至 平成26年12月31日 至 平成27年12月31日

1. 繰延税金資産発生の主な原因別	]内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別	内訳					
繰延税金資産		繰延税金資産						
	千円		千円					
未払費用否認	748,241	未払費用否認	857,947					
未確定債権債務に係る		未確定債権債務に係る						
為替差損益	36,128	為替差損益	-					
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金						
算入限度超過額	253,194	算入限度超過額	257,568					
役員退職慰労引当金否認	8,685	役員退職慰労引当金否認	10,042					
資産除去債務	24,582	資産除去債務	24,011					
その他	29,650	その他	54,926					
   繰延税金資産小計	1,100,483	   繰延税金資産小計	1,204,494					
評価性引当額	371,969	評価性引当額	308,063					
   繰延税金資産合計	728,513	   繰延税金資産合計	896,431					
			,					
繰延税金資産の純額	728,513	操延税金資産の純額	896,431					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·					
2. 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負	2. 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負					
担率との間に重要な差異があるとる	きの、当該差異の	担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の						
原因となった主要な項目別内訳		   原因となった主要な項目別内訳						
法定実効税率	38.0%	   法定実効税率	35.6%					
(調整)		(調整)						
役員賞与等永久に損金		役員賞与等永久に損金						
算入されない項目	16.8%	算入されない項目	6.7%					
評価性引当額	110.8%	評価性引当額	3.4%					
税率変更による期末繰延		税率変更による期末繰延						
税金資産の減額修正	8.9%	税金資産の減額修正	6.1%					
その他	5.0%	その他	5.0%					
	<del></del>							
税効果会計適用後の		税効果会計適用後の						
法人税等の負担率	52.1%	法人税等の負担率	40.0%					

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は48,444千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、解消が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は113,879千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

### (資産除去債務関係)

- 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
  - (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期 間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

(*)				
		第24期		第25期
	自	平成26年 1月 1日	自	平成27年 1月 1日
	至	平成26年12月31日	至	平成27年12月31日
期首残高		85,239千円		86,432千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- 千円		- 千円
その他増減額( は減少)		1,193千円		1,210千円
期末残高		86,432千円		87,642千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

#### < セグメント情報 >

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## <関連情報>

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計				
6,033,633	1,587,275	7,620,909				

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

### 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- < 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 > 該当事項はありません。
- <報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引)

第24期 ( 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日 )

- 1 関連当事者との取引
- (1) 親会社

該当事項はありません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社 (注1)	シュロー ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資運 用業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 (注3)	千円 70,326	未収運用受託報酬	千円 6,110
	リミテッド						サービス提供 業務報酬の受 取 (注4)	433,121	未収入金	86,042
							情報提供業務 報酬の受取 (注5)	186,681		
							役務提供業務 の対価の 受取(注5)	266,360		
							運用再委託報 酬の支払 (注3)	437,538	未払金(そ の他未払 金)	86,471
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注5)	241,541	前受金	1,693
	シュロー ダー・イン ベストメン ト・マネー ジメント・ (シンガポー	シンガポー ル、OCBC センター	50.77 百万 シンガ ポールド ル	投資運用業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 (注3)	11,211	未収運用受託報酬	966

										有価証券報	告書 ( 内国	投
		ル)・リミ						サービス提供		未収入金	21,375	
		テッド						業務報酬の受				
								取 (注4)				
								役務提供業務	79,329			
								の対価の				
								受取 (注5)				
								運用再委託	15,988	未払金(そ	296,457	
								報酬の支払		の他未払		
								(注3)		金)		
								一般管理費	589,189			
								(諸経費)				
								の支払				
								(注5)				
								(,,				
İ												
	兄弟会社	シュロー	ルクセンブ	12.867百	資産管	-	運用受託契	運用受託報酬	1,153,588	未収運用	84,438	
		ダー・イン	ルク	万ユーロ	理業		約の再委任			受託報酬		
		ベストメン					等	(注3)				
		ト・マネー						(,				
		ジメント										
		(ルクセン						サービス提供	621,981	未収入金	67,661	
		ブルク)・						業務報酬の受				
		エス・エー						取 (注4)				
								<b>役務提供業務</b>	240,596			
								の対価の				
								受取 (注5)				
								,				
								運用再委託報	389,134	未払金(そ	28,307	
								酬の支払		の他未払		
								(注3)		金)		
								, - /				

- (注1)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注2)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注4)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の 比率により決定しております。
- (注5)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出 を勘案して合理的な金額により行っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

## 第25期 ( 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日 )

## 1 関連当事者との取引

## (1) 親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社	シュロー	オランダ、	0.5百万	持株会	被所有	当社への出	剰余金の配当	1,960,000	-	-
	ダー・イン	アムステル	ユーロ	社	直接100%	資				
	ターナショ	ダム市								
	ナル・ファ									
	イナンス・									
	ビー・									
	ヴィー									
								千円		千円
最終親会	シュロー	イギリス、	282.5百	持株会	被所有	当社の最終	一般管理費	192,399	その他未	515,023
社	ダー・ピー	ロンドン市	万ポンド	社	間接100%	親会社	(役員および		払金	
	エルシー						従業員の賞与			
							の負担金)			
							(注1)			

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用は シュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対す る債務として処理しております。

### (2) 兄弟会社等

(2) 元:	アムルユ									
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
								千円		千円
親会社の	シュロー	イギリス、	70.0	投資運	-	運用受託契	運用受託報酬	113,510	未収運用	5,358
子会社	ダー・インベ	ロンドン市	百万	用業		約の再委任	の受取		受託報酬	
(注2)	ストメント・		ポンド			等	(注4)			
	マネージメン									
	ト・リミテッ						サービス提供	638,886	未収入金	86,701
	۴						業務報酬の受			
							取 (注5)			
							情報提供業務	191,039		
							報酬の受取			
							(注6)			

	1	ı		1	1	1		7	有価証券報	告書 ( 内国	投
							役務提供業務 の対価の	302,673			
							受取 (注6)				
							運用再委託報 酬の支払	560,569	未払金(そ の他未払	210,292	
							(注4)		金)		
							一般管理費(諸 経費)	302,616			
							の支払(注6)				
							一般管理費 (出向者人件	223,484			
							費の負担金) (注7)				
#B A #1 =		~. ~ . 43 48		机次定		字 田 亚 兰 却	TEN TO THE	7.544	UEVE 55	540	
子会社	シュロー ダー・インベ	シンガポール	50.7	投資運 用業	-	約の再委	運用受託報酬の受取	7,514	未収運用 受託報酬	548	
(注3)	ストメント・マネージメン		シンガ ポールド			任、業務委託等	(注4)				
	ト・(シンガ ポール)・リ ミテッド		ル								
							サービス提供	238,777	未収入金	46,826	
							業務報酬の受 取(注5)				
							役務提供業務 	88,499			
							の対価の 受取 (注6)				
							運用再委託報	12,189	未払金(そ の他未払	62,438	
							酬の支払 (注4)		金)		
							一般管理費(諸経費)	797,951			
							の支払(注6)				
兄弟会社	シュロー	ルクセンブ	12.8百万	資産管	-	運用受託契	運用受託報酬	1,693,619	未収運用	172,717	1
	ダー・インベ ストメント・	ルク	ユーロ	理業		約の再委任 等	の受取 (注4)		受託報酬		
	マネージメント(ルクセン										
	ブルク ) ・エ ス・エー										

					ᇧᅑᄣᄭᅑ		×
			サービス提供	451,636	未収入金	59,918	
			業務報酬の受				
			取 (注5)				
			役務提供業務	267,314			
			の対価の				
			受取 (注6)				
			運用再委託報	468,269	未払金(そ	64,221	
			酬の支払		の他未払		
			(注4)		金)		

- (注2)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3)当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注5)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の 比率により決定しております。
- (注6)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出 を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注7)シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・イ ンベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・イン ベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー (ロンドン証券取引所に上場) シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

第24期	第25期		
自 平成26年 1月 1日	自 平成27年 1月 1日		
至 平成26年12月31日	至 平成27年12月31日		

1株当たり純資産額309,470円77銭1株当たり純資産額222,848円13銭1株当たり当期純利益84,041円76銭1株当たり当期純利益113,827円72銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 823,609千円 普通株式に係る当期純利益 823,609千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 9,800 株

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 1,115,511千円 普通株式に係る当期純利益 1,115,511千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 9,800 株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1)受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の

すべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### (2)販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
株式会社三井住友銀行	友銀行 1,770,996百万円	

### 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

### (2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

### 3【資本関係】

## (1)受託会社

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類		
平成27年12月10日	有価証券届出書		
平成27年12月10日	有価証券報告書		

## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月16日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会御中

### PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 太 田 英 男 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 4 月20日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

### PWCあらた監査法人

指定社員

公認会計士 佐々木 貴司

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 太田 英男

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・コモディティ・ファンドの平成27年9月11日から平成28年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### **監杏音目**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・コモディティ・ファンドの平成28年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

<sup>2.</sup> XBRLデータは監査の対象には含まれていません。